

令和6年度 第9回頸城区地域協議会次第

日時：令和7年1月17日（金）
午後6時～
場所：ユートピアくびき希望館
2階 第2会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 諮問事項

(1) 南川児童館の廃止について

4 そ の 他

5 閉 会

上こ第 15 号
令和 7 年 1 月 14 日

頸城区地域協議会
会 長 上 村 闈 一 様

上越市長 中 川 幹 太
(こども・子育て部こども家庭センター)

南川児童館の廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 89 号 南川児童館の廃止について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

[諮問理由]

利用者の減少や放課後児童クラブの南川小学校への移転により令和 2 年 7 月から休止の状況にあったが、令和 7 年度から障害のある子ども等に対する児童発達支援サービスなどを実施する事業者へ貸付けを行う見込みとなったことから、南川児童館を公の施設として廃止することに関し、頸城区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現況	諮問内容
<p>1 設置 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、又は情操をゆたかにするため、次のとおり児童館を設置する。</p> <p>2 名称及び位置 南川児童館（頸城区上吉 194 番地 1）</p>	<p>1 廃止予定日 令和 7 年 4 月 1 日</p>

※ 施設の概要等については参考資料のとおり

南川児童館の廃止について

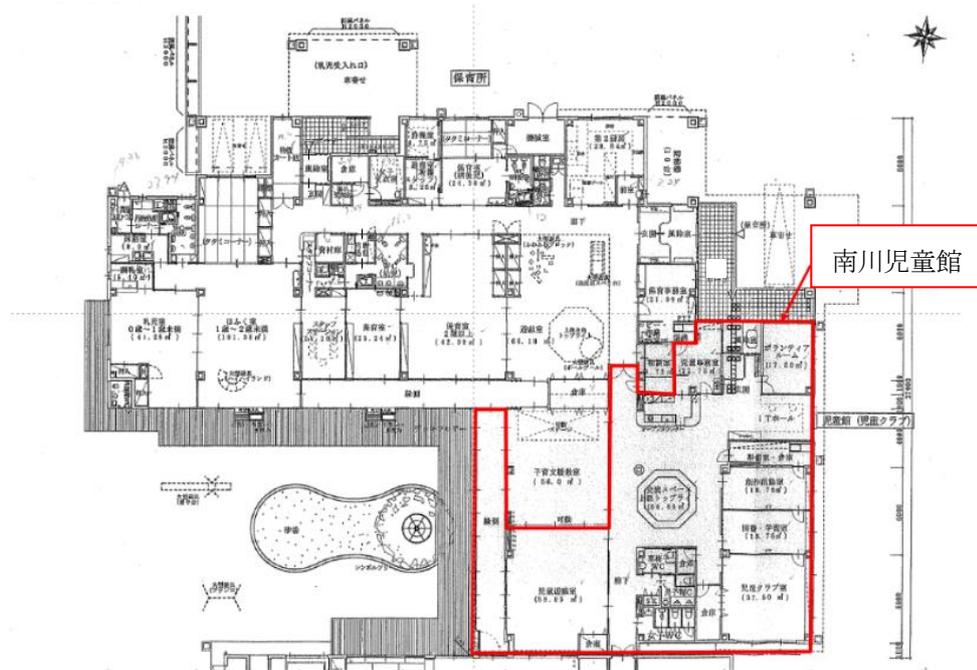
1 施設概要

- (1) 名称：南川児童館（頸城区上吉 194 番地 1）
- (2) 設置年度：平成 17 年度
- (3) 設置目的：児童に健全な遊びを与えその健康を増進し、又は情操をゆたかにする
- (4) 対象：低学年児童等
- (5) 現状：令和 2 年 7 月から休止中

2 廃止後の用途

令和 7 年度から障害のある子ども等に対する児童発達支援サービスなどを実施する事業者へ貸付を行う予定。

3 平面図等



▲平面図



▲位置図

令和6年度 頸城区地域協議会視察研修（案）

- 1 視 察 日：令和7年3月8日（土）
- 2 テ ー マ：雪国高田の町屋の継承と活用
- 3 視 察 先：一般社団法人 雁木のまち再生
- 4 視察内容：一般社団法人 雁木のまち再生が取り組んでいる
 - ・ 雁木町家並びに町並みの調査研究
 - ・ 市街地活性化に関するコンサルティング業務
 - ・ 建物の改修再生業務などについて 視察研修
- 5 日 程：
 - ・ 午後1時 頸城区総合事務所 出発
 - ・ 午後1時30分～午後3時 雁木のまち再生による説明
会場：町屋交流館高田小町多目的ホール
 - ・ 午後3時～午後4時 町屋の再生事例、町屋の日イベントを視察

※町屋の日

毎年3月8日を「町家の日」に定め、城下町や宿場町に由来する町家が
残る京都・姫路・大津・金沢・越後高田・新潟市・盛岡の全国7都市を
舞台として、町家の魅力を再発見するイベントを開催

 - ・ 午後4時40分 頸城区総合事務所 到着